產業技術短期大学校職業能力開発推進協議会表彰要綱

(会員企業優良従業員表彰)

(目 的)

第1条 この要綱は、産業技術短期大学校職業能力開発推進協議会(以下、「推 進協議会」という。)の会員企業・団体(以下、「会員企業等」という。)に勤 務する、優れた従業員を顕彰し、本人の努力を称え、会員企業等の一層の発 展に資することを目的とする。

(表彰の基準)

- 第2条 この要綱による表彰を受けることができる者は、会員企業等に5年以上勤務し、かつ、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 勤務に精励し、常に技術・技能及び知識の習得に努め、他者の規範となっていること。
 - (2) 国家資格等の職務に係る資格を優秀な成績で取得したこと。
 - (3) 企業の発展・向上に寄与したこと。

(候補者の推薦)

第3条 会員企業等は、表彰基準を満たし、表彰にふさわしい従業員を表彰候補者として、1会員1名を表彰推薦書(別紙1)により会長に推薦することができる。

(被表彰者の決定)

- 第 4 条 前条により推薦された候補者は、別に定める者をもって構成する審査 会において選考し、会長が決定する。
- 2 被表彰者の数は、原則10名以内とする。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、原則として毎年1回、通常総会等において表彰状により会長が行い、併せて記念品を贈るものとする。

(補 則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は推進協議会理事会 に諮り会長が決定する。

附則

- この要綱は、平成21年5月15日から実施する。
- この要綱は、平成24年1月23日から実施する。
- この要綱は、平成24年4月 1日から実施する。
- この要綱は、平成27年12月21日から実施する。

(産業技術短期大学校職業能力開発推進協議会審査会委員一覧)

産業技術短期大学校能力開発推進協議会 審査会	産業技術短期大学校能力開発推進協議会 会長
	産業技術短期大学校能力開発推進協議会副会長
	産業技術短期大学校能力開発推進協議会 参与(産業技術短期大学校 校長)